一般教育訓練給付金の手続き

- 1. 支給要件照会
- ・ハローワークで支給要件を満たしていることを確認する。
- 2. 一般教育訓練の受講と修了
- 一般教育訓練の申込をする(いったん全額支払う)。
- ※ローンを組むと、修了時に支払い終わっている金額で計算されますのでご注意ください。
- 一般教育訓練を申し込む際には事前の手続きは不要です。
- 一般教育訓練の申込をするときには受講費用を全額支払います。

そのため、申し込みの際には必ず、教育訓練施設に、「修了後に一般教育訓練給付金の支給 申請を行う」ことを伝えてください。

事前に申告しなければ一般教育訓練給付金の支給申請に必要な証明書(修了証明書、領収書など)が発行されませんので、修了したとしても一般教育訓練給付金の支給を申請することができません。

申込書に教育訓練給付制度の利用について記入する欄があったり、教育訓練給付制度利用 申請書を記入しなければならない場合もあります。

また、講座の申込書と同時に教育訓練給付金支給要件回答書(支給要件照会に対する回答書)の提出を求められることがあります。この場合は、ハローワークに行って支給要件照会を行い、「教育訓練給付金支給要件照会票」に、受講する講座の「指定番号」を記入して、教育訓練給付金支給要件回答書を取得します。

3. 一般教育訓練の受講

受講修了(修了条件をクリアすること)各学校にて条件が異なります。

- 4. 申請手続き
- ・講習修了日の翌日から1か月以内に、ハローワークで支給申請を行う。
- 一般教育訓練給付金の申請は、教育訓練を修了した後で、申請する本人が、住所地を管轄するハローワークに行って「教育訓練給付金支給申請書」を提出します。このとき教育訓練施設が発行する「教育訓練修了証明書」を添付します。

「教育訓練給付金支給申請書」の記入用紙は、教育訓練を修了したときに教育訓練施設か

ら交付されます。こちらにも PDF もございますので添付します。

支給申請の際に提出する書類・添付書類

- ・教育訓練給付金支給申請書(記入して提出)
- ·教育訓練修了証明書(原本)
- ・教育訓練経費に係る領収書(原本)
- · 本人 · 住居所確認書類
- ・個人番号確認書類(提示のみ)
- ・口座情報を確認できる書類(提示のみ)
- ・支給決定後7日以内に口座振り込み(20%給付)

クレジットカードでの支払いの場合の注意

クレジット契約の場合は領収書を発行することができないため、教育訓練施設は領収書の 代わりに「クレジット契約証明書」を発行します。一般的にはクレジット契約証明書を発 行する義務はありませんが、厚生労働大臣指定の教育訓練給付金対象講座を実施する教育 訓練施設は、厚生労働大臣の指定を受ける条件として「クレジット契約証明書」の発行が 義務付けられています。

受講者は、領収書の代わりにクレジット契約証明書をハローワークに提出します。なお、 クレジットカードの名義人は受講者本人でなければなりません。

受講申し込みする前に必ず学校に確認してください。